平成30年度 大阪府公立学校教員採用選考テスト

３次面接（模擬授業）実施案内

出願の校種等・教科（科目）により、模擬授業の内容が異なりますので、間違いのないようにご確認ください。

１　実施方法

(1) 出願した「校種等・教科（科目）」において、別紙「模擬授業テーマ一覧」の表中に示す「模擬授業の内容」を扱った授業を構想し、その授業を模擬授業として行ってください。

また、次に示す校種・教科については、別紙「模擬授業テーマ一覧」の表中に示してある項目の中から一つを選んで模擬授業を行ってください。

小学校、小中いきいき連携 ⇒ 小学校の国語、社会、算数、理科の四教科の中から一つ選択。

中学校社会 ⇒ 地理的分野、歴史的分野、公民的分野の三分野の中から一つ選択。

中学校理科 ⇒ 四つの領域の中から一つ選択。

　(2) 特別支援学校「幼稚部・小学部共通」・「小学部」・「中学部」・「高等部」に出願している方は、表（１）の対象校種の模擬授業の内容で授業を行ってください。

　(3) 養護教諭、栄養教諭、特別支援学校「自立活動」（肢体不自由教育）、特別支援学校「理療」で出願している方は、表（２）教科等の「養護教諭」「栄養教諭」「自立活動」「理療」に示してある模擬授業を行ってください。

２　模擬授業について

(1) 模擬授業の時間は入室から約４分３０秒間です（片付けの時間は含まない）。模擬授業は別紙表「模擬授業の内容」に即して行ってください。

(2) 面接室にはホワイトボード、マーカー（黒・赤・青 各１本）が用意してあります。

(3) 模擬授業は、必ずしも授業の“導入”部分から行う必要はありません。途中の“展開”部分や“まとめ”部分から授業を始めていただいて構いません。また、模擬授業は、時間内に授業をまとめる必要はなく、授業内容の途中で終わっても構いません。

(4) 模擬授業の進行上、図や長文などホワイトボードに書くにあたって時間を要するものに関しては、ホワイトボードに書いてあるものと想定して授業を行っても構いません。

(5) 面接員を児童生徒と想定して授業を行ってください。ただし、面接員との授業のやり取りは一切できません。

(6) 模擬授業に持ち込み可能なものは模擬授業メモ（１枚）(注1)のみです。

※ 模擬授業メモを見ながら授業を行っても構いません。

※ 模擬授業メモは評価の対象とはしません。提出は不要です。

(7) 模擬授業が終了し、片付け（ホワイトボードの文字を消す等）の後、引き続き同じ面接室で個人面接（約15分間）を行います。

　　※ 個人面接で、模擬授業に関して質問する場合があります。

(注１) 模擬授業メモ

・ A4サイズの用紙に限ります。

　　　　・ 授業案、板書や授業用のメモなど模擬授業に必要な内容を自由にお書きください。

また、本や教材などをコピーしたものでも構いません。

　　　　・ このメモは、受験者自身が見る以外の使用は一切しないでください。

　　　　　使用できない例

・メモを道具と見立てて使う。

・メモを黒板掲示物に見立ててホワイトボードに貼る。

・メモを教材に見立てて提示する。

・メモを教科書に見立てて面接員に見せる。　　　　　　　など